

京都議定書目標達成計画案への意見

はじめに

1～3ページ 地球温暖化に関する科学的知見

科学的知見について、計画案は囲み記事のように扱っているように見える。京都議定書の義務の達成は当然のことであるが、後述のように、計画案は6%削減のうち5.5%は森林管理によるみなし吸収と、経済移行国からの排出枠購入をも排除しない京都メカニズムによるという、2013年以降を考えない削減配分であり、その後の長期削減については何もビジョンがないように見える。2013年以降も大幅な排出削減を続けていかなければならないことは、科学的知見の充実で明らかになっている。今後の日本の経済社会を考えるベースである環境政策、そのベースである科学的知見については全体の基礎として本文で扱うべきである。

また、その内容は、まずは気候変動枠組条約の究極の目標である生態系、気候系への危険な影響とそのレベルについて論じるところから始めるべきである。欧州では一定の科学的不確実性を前提に、気候系への危険な影響とそのレベルについて活発な議論が行われ、EU全体として政治レベルで産業革命前から2度上昇するとリスクが著しく増加するとし、それを「危険なレベル」としてこれをもとに議論が進められている。日本でも予防原則を再確認すると共に、「危険なレベル」についての見解をまとめなければならない。

日本政府は具体的指標とレベルについてまだ見解をまとめていないのでここに具体的な数字を書くことはできないであろう。しかし、日本で国際戦略を議論している審議会のうち産業構造審議会はこうした議論に何の興味も示さなかったが、中央環境審議会では気候変動に関する国際戦略専門委員会で議論されているので、中央環境審議会の議論の経過をふまえ早急に決めることくらいは計画に盛り込むべきである。

3～4ページ 京都議定書発効までの流れ

「流れ」には日本政府が議定書交渉にどのように関わってきたのかがほとんど書かれていない。今後の交渉に科学の要請を反映させ、先進国および世界規模の排出削減を進める提案をするため、日本政府がどのような対処方針をどう

いう意思決定プロセスで決定し、日本政府代表団が締約国会議でどのような主張を行い、結果はどうであったか、それが先進国全体、世界全体の削減義務を増加させたのか減少させたのか、などについて総括と反省をし、正しくないと評価されれば以後同様のあやまちを繰り返さないことを計画にも記載すべきである。また、重要な外交方針を政府部内だけで決めないことも記載すべきである。

4～5 ページ 我が国のこれまでの取組

「我が国のこれまでの取組」がまるで囲み記事のように扱われていることはこの計画の致命的な欠陥である。ここに記載されたのはいつ計画、法律をつくりましたというだけで結果がどうだったかの記述、その評価や総括・反省がない。対策不十分・政策が機能しない原因はなにか、どうすれば改善できるのかの総括・反省がなく、類似の計画を作ってもまた同じ失敗を繰り返すだけである。

計画案でも述べているように、現行対策では京都議定書の目標は守れない。これは現行対策を決めた「地球温暖化対策推進大綱」（2002年改定）の政策が不十分だったからである。この大綱は対策不十分として1998年の大綱を改定したものである。また政府はその総括をうやむやにしているが、1990年に閣議決定した「地球温暖化防止行動計画」は2000年をむかえても人口あたりCO₂排出量の安定化が達成できず失敗に終わった。これも対策が不十分なら政策を強化すべきところ、それが不十分だったからである。

たかだか1ページで項目が羅列されているこの部分は、実は計画の最も重要な部分である。過去の対策、政策の総括を行いどこが不十分だったかを明らかにし、その不十分な点を計画案はこのように改善したと明記し、その上で計画案の説明に入るべきである。

例えば、石炭火力発電所の建設に関して国の制度で温暖化防止の観点からとくに歯止めがなく、90年以降建設が続いてきたこと、産業部門の対策は90年以降これまで自主的取組に委ねており、90年以降産業の生産指数当たりエネルギー消費量は増加を続けていること、新築住宅・新築建築物の断熱効率はこれまで規制化を避けており、断熱基準を満たさない質の悪い住宅・建築物ストックが形成されていること、普通乗用車にかけられていた物品税を下げた以後乗用車の大型化が急速に進んだこと、自動車交通需要についてはとくに歯止めがなく、自動車交通量と輸送分担率は旅客、貨物とも増加を続けていること、などについて、従来の対策と政策が適当だったのか、十分だったのか、の点検総括と、不十分ならどう改善したら効果を発揮するのかの分析が必要である。

第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

第1節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向

6 ページ

かこみ

方向性が書かれていない。

例えば6%の約束の達成は国際約束をまもる普通の国であれば当たり前であるが、それを国内削減で達成して世界の模範となるのか、あるいは京都メカニズムを多用してかろうじて達成するのか、で180度異なる。「長期的・継続的な排出削減」は、既知の技術の着実な普及・発展で行うのか、革新的技術開発に賭けるのか、で180度異なる。日本がモデルになると主張しても、技術普及のモデルか、革新的技術開発に賭けるモデルかで全く異なる。現在の議論はそうした具体論を軸になされているので立場を明らかにすべきである。

危険な気候変動のリスクを回避し、大幅な排出削減を継続的に実施する科学の要請に確実に応えるのは前者であるので、計画案は日本が前者の道をとることを明らかにすべきである。

1. 京都議定書の6%削減約束の確実な達成

「必要な取組を推進」と述べるだけでは、国内削減で達成するのか、京都メカニズムを多用してかろうじて達成するのか、が不明である。国内削減を中心に達成する原則を明記すべきである。

また、通常の計画は、目標達成に必要な対策は多少余裕をもって見込むものである。対策をぎりぎりしか見込まずに何か一つの要素でも未達成であればただちに全体計画の達成に支障をきたしたり、京都メカニズムへの依存を多くするようなことでは計画の建て方自体に欠陥があると言わざるを得ない。6%削減であれば予想以上の経済成長、素材需要などの不測の事態を見越して7~8%削減程度を見込むべきである。

現段階で導入可能な対策・施策を直ちに実施とあるが、「現段階で導入可能な」ものというのはまさか計画案をまとめるまでに関係省庁で合意したものという意味ではなかろう。今からでも国民に公募をしてもっと幅広い知見を集めてその中で削減効果の高いものを計画に取り入れるべきである。

2. 地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減

かこみのところにもある「長期的・継続的な排出削減」は、既知の技術の着

実な普及・発展で行うのか、革新的技術開発に賭けるのか、で 180 度異なる。前提に科学の知見をもとに気候変動のリスクを回避すること、それに整合的な削減目標をたてること、それに向けて既知の技術の着実な普及・発展を中心に対策をとることを計画で述べるべきである。将来の技術開発を対策の中心に据えることは予防原則に反し、リスクが大きすぎるので避けるべきである。

「国際的連携」だけでは中身が不明である。気候変動枠組条約の「共通だが差異ある責任」の原則に基づき、先進国が先行して対策を強化し成果をあげること、途上国が先進国の失敗を犯さないために支援するとともに先進国企業が途上国で大量生産大量排出を展開・継続するのを押さえていくことが前提である。

第 2 節 地球温暖化対策の基本的考え方

7 ページ

かこみおよび 1 . 環境と経済の両立

「環境と経済の両立」という場合、大幅削減を見越し省エネと自然エネルギー普及を徹底させた経済社会をつくっていく考え方と、今の大量生産社会を前提に革新的技術を中心に環境負荷を将来減らすという考え方とでは 180 度異なる。現在の議論はそうした具体的な論点をもとになされているので、その考え方を示すべきである。いうまでもなく経済社会を環境科学の要請にあわせ、大幅削減を見越し省エネと自然エネルギー普及を徹底させたものに経済社会を変える意味の「環境と経済の両立」をめざすべきである。公害対策基本法の成立時に一部で主張されたような「経済成長と公害対策の調和」の意味で「環境と経済の両立」を唱えてはならない。これとは 180 度異なることを明記すべきである。

2 . 技術革新の促進

技術革新については、現在の技術を改良・普及して着実な削減を目指す考え方と、将来の革新的技術開発に賭けるとでは 180 度異なる。現在の議論はそうした具体的な論点をもとになされているので、その考え方を示すべきである。日本は前者を重視することを確認すべき。

3 . 全ての主体の参加・連携の促進とそのための透明性の確保、情報の共有

京都議定書の目標達成、その後の大幅削減のための政策は国が最終責任をもち、対策不十分なら絶えず政策を見直し強化していくことをまず確認すべきで

ある。

また、国の対策、政策の根拠は全て公開すべきである。

8 ページ

4．多様な政策手段の活用

あらゆる政策手段の活用は、単にいろいろなものを使っているというだけでなく、具体的な対策を実施し成果をあげることを保障するためにどんな政策があるか全てあげた上で（代替案の確保）、どれが排出削減を確実に実施できるかを比較検討し、既得権などを排し最も効果的なものを選ぶべきである。この計画案は政策アセスメントの基本である代替案の検討がなされた形跡がなく、基本的な欠陥がある。政策について白紙に戻して根本的に検討し直すべきである。

5．評価・見直しプロセス（PDCA）の重視

PDCA を実施するには、対策および政策の根拠を公表し、1年終わった時点で専門家が公開情報からただちに対策の進展状況を評価できることが必要である。計画及びその別表等で対策量の具体的な評価式、事前に求めた係数とその根拠、活動量や導入量などに使用する統計情報を明記すべきである。また各対策を担保する政策措置を、表に単に複数施策を羅列するのではなくどれがメインでどれがサブか、分担が決まっているならそのことも示すべきである。

これを公開した上で1年数ヶ月後にどの対策が不十分かを当該対策を所管する官庁と独立した機関で評価し、ただちに対策強化と政策強化をするその手続きを事前に決めておくべきである。

また、ある対策が不十分であるとの結果が出たのに担当官庁が一定期間対策強化のための政策強化をしない、あるいは強化した政策について第三者や環境省などが不十分と判断した場合の手続きも必要である。

6．国際的連携の確保

「国際的連携」は何を目指したどういう連携なのかが重要である。気候変動のリスクを回避するための将来的な大幅削減、それを踏まえた先進国の大幅な削減目標とその実現を目指した連携が重要であり、これと並行して気候変動が原因と疑われている被害にあっている途上国への適応措置を支援していく連携もあわせて必要である。将来枠組の構築に消極的な国と連携することがあってはならない。

第2章 温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標

第1節 現状対策を踏まえた排出見通しと6%削減約束

9ページ

これまでの対策と政策措置結果がどうだったかの記述、その評価や総括・反省がない。対策不十分・政策が機能しない原因はなにか、どうすれば改善できるのかの総括・反省がなく、類似の計画を作ってもまた同じ失敗を繰り返すだけである。

現行対策で京都議定書の目標を守れないのは、対策が不十分なら政策を強化すべきところ、それが不十分だったからであり、徹底的に原因を解明し、総括をすべきである。

計画案に増加要因として「原子力発電の停止」「中国の景気拡大」などが例示されている。これらは従来政策では対策に全く余裕がなかった欠陥を示すものであるが、計画にはこうした一般的例示でなく、個々の対策がなぜ達成できていないのかその原因を詳細に分析すべきである。

第2節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標

12ページ

まず、目標の前提を明らかにすべきである。

また、対策についても「合理性・透明性をもって見通した」とある活動量も、原単位改善効果以前の改善前後の原単位（特にストック情報を伴う場合）についてもほとんど明らかでない。対策は前述の通り対策量の具体的な評価式、事前に求めた係数とその根拠、活動量や導入量などに使用する統計情報を明記すべきである。また各対策を担保する政策措置を、表に単に複数施策を羅列するのではなくどれがメインでどれがサブか、分担が決まっているならそのことも示すべきである。

13ページ

(1) エネルギー起源二酸化炭素

0.6%増加容認という数字は、従来の目標から見て大きく後退しており、問題である。

また、この区分は国内対策のみで実施し、京都メカニズムは含まないことを確認すべきである。

革新的技術、国民の行動という評価不可能な区分を廃止したことは評価できる。

14 ページ

部門別目標については、産業部門は日本の排出割合の中で極端に大きくこの削減なしに日本の大幅削減は考えられないこと、1990 年がバブル経済期にあたりその後生産が減少していること（90 年から 02 年に粗鋼生産は 1%減、セメント生産量は 19%減、個別に増えている業種がないわけではないが、全体的な生産動向を示す鉱工業生産指数は 7%減などとなっている）、産業が決断すればただちに省エネ設備投資が可能であること、投資回収年が短いこと、省エネ投資全体に占める省エネ投資の割合は全体の 1-2%であること、などから最も確実に削減が達成できる部門として重点とすべきで、提案より大幅な削減を求めるべきである。省エネ法は、大規模事業所に対し毎年 1%効率改善を求めており、これを遵守しかつ生産量が 7%減なら機械的に計算して 2010 年には 90 年比 24%削減となろう。これは自然エネルギー利用の拡大や、石炭から天然ガスへの燃料転換などを全く含まずに実現が要請される値である。

17 ページ

(5) 代替フロン等 3 ガス

基本的な考え方として、極端に温室効果の高いガスである代替フロン等 3 ガスは、この世に代替品が全くなく、しかも工場内で管理でき漏出もほとんど防止できるようなクロードシステムができる用途ならともかく、温室効果がないかせいぜい CO₂ 程度の代替品がある用途については、たとえその価格が数倍であっても代替物質に転換し、代替フロン等 3 ガスは製造使用を認めない原則とすべきである。

代替フロン等 3 ガスの目標は 17 ページ図 9 を見れば明らかに不自然である。これは断熱材用途の代替フロン使用を今後新たに認めたり、今後も冷媒用途の使用を認めること、開放系用途である HFC スプレーや、マグネシウム製造への SF₆ 使用をそのまま放置することなどが影響していると考えられる。これら用途への代替フロン類 3 ガスの製造使用はクロードシステムを前提にし、回収については製造者責任を厳格にし、大幅な削減を実現する目標に変更すべきである。最低でも 2003 年水準は維持すべきである。

18 ページ

2. 温室効果ガス吸収源

まず、京都議定書の目標達成は国内排出削減によるべきである。国内削減目標を余裕をもってたて、吸収や京都メカニズムはゼロにするか、使うにしても最低限にすべき。計画案のように 6%削減の大半をこの 2 つで達成し、しかも国

国内削減の0.5%には全く余裕がないというのは問題であり、国内削減を大幅に強化するよう抜本的に改めるべきである。

吸収源については、根拠のない森林管理による吸収の数字をあてにして、他の対策を先送りしてはならない。吸収源目標は、確実に見込める数字に引き下げるべき。

3. 京都メカニズム

前述の通り、京都議定書の目標達成は国内排出削減によるべきである。

京都メカニズム分を「変動がありうる」と記述している。一般論として不測の事態に変動があり得るとしても、対策をぎりぎりしか見込まずに何か一つの要素でも未達成であればただちに全体計画の達成に支障をきたしたり、京都メカニズムへの依存を多くするようなことでは計画の建て方自体に欠陥があると言わざるを得ない。6%削減であれば予想以上の経済成長、素材需要などの不測の事態を見越して7~8%削減程度を見込むべきである。

第3節 個々の対策にかかる目標

19ページおよび対策表

対策は前述の通り対策量の具体的な評価式、事前に求めた係数とその根拠、活動量や導入量などに使用する統計情報を明記すべきである。また各対策を担保する政策措置を、表に単に複数施策を羅列するのではなくどれがメインでどれがサブか、分担が決まっているならそのことも示すべきである。

第3章 目標達成のための対策と施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的な役割

20ページ

1. 「国」の基本的役割

京都議定書の目標達成、その後の大幅削減のための政策は国が最終責任をもち、対策不十分なら絶えず政策を見直し強化していくことをまず確認すべきである。他の主体と重みが違うはずである。

第2節 地球温暖化対策及び施策

計画にあげられた原則にないが、他の環境負荷や安全、社会的問題を引き起こさないことなどは守られなければならない。これも原則にすべきである。放射性廃棄物問題や安全管理を棚上げにした原子力の推進や設備利用率向上、大気汚染対策を棚上げにしたディーゼル利用の推進などがこの原則から見た悪い例である。

点から面へ

これを確実に担保するため、都市計画や道路政策、交通政策などを温暖化防止の観点から抜本的に見直すこととすべきである。

主体間の垣根を越える

国が最終責任を持つことを前提に、国がどこに対して主として対策・行動を求めるのかをはっきりさせることが必要である。

需要対策に重点を置いたアプローチ

供給構造を変えない意味ではなく、需要側の削減を徹底させることを基本原則として確認すべきである。原単位については世界のトップランナーを目指すこと、複数の手段がある場合（交通手段など）は排出原単位の小さいものを選ぶような政策をとること、活動量のうち浪費型のは抑制していくことが必要である。

原単位の改善に重点を置いたアプローチ

京都議定書は総量削減であるから、この意味は総量が増えれば京都メカニズムという趣旨ではなく、原単位改善を徹底して行うという意味でなければならない。これには漠然と原単位が改善されればよいというのではなく、その水準の考え方を原則に定めること、絶えず達成状況を確認すること、原単位改善の具体的手段を定めることが必要である。

産業については、世界のトップランナー技術を国内の全工場で導入することを目指す、普及重視のアプローチをとるべきである。どこの事業所がトップランナー技術を導入し、どこがまだかを区別するための公表制度も必要である。

自らものをつくらない業務部門、家庭部門、運輸部門では、原単位改善には産業から供給される建物や機器の効率がトップランナー中心になるよう、浪費建築・浪費機器が市場に出ないことや、トップの水準を常に引き上げていくことを国が保障しなければならない。

24 ページ

排出量の増大要因に対応した効果的な取組

ここに書かれているのは増大要因ではなく排出量増加区分を重点にする取組と解することができる。業務、家庭、自家用乗用車は活動量自体が増加している区分でもある。原単位改善が重点ならば、増大要因は原単位悪化が主眼であるはずで、活動量増加が大きい部門を重点とすることに理由がない。活動量の増加要因を点検し、必要があればそれ自体を抑制するのであればそのように書くべきである。但しその場合には世帯数の増加抑制のように不可能なものもあることをあわせて記載すべきである。

25 ページ

表5の「対策の全体像」および26ページ以降の対策は、なぜそれが重点として選ばれたのか不明なものが多い。単に対策を羅列するのではなく、優先される理由や代替案なども簡単に示すべきである。

対策は前述の通り対策量の具体的な評価式、事前に求めた係数とその根拠、活動量や導入量などに使用する統計情報を明記すべきである。また各対策を担保する政策措置を、表に単に複数施策を羅列するのではなくどれがメインでどれがサブか、分担が決まっているならそのことも示すべきである。

31 ページ

イ 施設・主体単位の対策・施策

a. 産業部門（製造事業者等）による取組

自主行動計画の着実な実施【重要】

産業部門の取組を自主行動計画にこれまで通り任せるのか、国が政策をもって対策を促進していくのかは計画で最大の論点であろう。

計画案は、自主行動計画はこれまでのところ成果を挙げてきていると評価している。しかし、製造業の生産は鉱工業生産指数を見ると減少する反面、エネルギー消費量は増加を続けている。省エネ法は大口事業所に個別に毎年1%エネルギー効率改善を求めているが、全体を見ると効率はむしろ悪化していると判断され、全事業所がこの目標を守っているとは到底言い難い。こうした目標すら守れないにも関わらず成果を挙げてきているなどとなぜ言えるのか理解に苦しむ。

また、イギリスやオランダの政策では、協定を結ぶ際に、一定期間の費用効果性を前提に、利用可能な最良の技術を求めると解することができる。日本の製造業全事業所が利用可能な最良の技術を導入しているのかはデータがないの

で評価できない。

効率が全体として悪化し、省エネ法の規定の目標が多くの事業所で守られず、しかも利用可能な最良の技術を導入しているかどうかの実態が不明、というのでは、計画が原則に置いている「需要対策」「原単位改善」に重点をおいたアプローチに照らして「成果を挙げている」などとは言い難い。これは成果を検証しないまま自主計画に任せてきた政府の政策の失敗でもある。

計画では、自主計画重視の従来路線は失敗であったと認め、政策を抜本的に改め、国の政策（協定、炭素税、キャップ&トレード式排出量取引、規制などのくみあわせ）により削減を担保できるようにすべきである。

3 2 ページ

産業界の民生・運輸部門における取組

自らものをつくらない業務部門、家庭部門、運輸部門では、原単位改善には産業から供給される建物や機器の効率が決定的に重要である。今回の計画案も原単位向上の重視を5大原則に掲げており、業務部門、家庭部門、運輸部門の対策の多くが産業から供給される建物や機器の効率向上であることから、産業の取組を確実に実現させられるかどうか業務部門、家庭部門、運輸部門の目標に直結すると言える。

業務部門、家庭部門、運輸部門むけの建築物・機器が省エネのトップランナー効率中心になるよう、浪費建築・浪費機器を出さないこと、トップの水準を常に引き上げていくことを国が保障し、それを政策で保障することを明記すべきである。

3 3 ページ 建築物の省エネルギー性能の向上

3 4 ページ 住宅の省エネルギー性能の向上

新築建築物には断熱基準が設定されているものの、守られない建築物が多数あることが国土交通省などにより明らかにされている。これは浪費型建築物が今後数十年使われること、今後も市場に出回る可能性が高いことを意味し、極めて問題である。これは規制化をしなかった政策の失敗でもある。

計画案では引き続き規制を導入しない方針であるが、規制をとらない従来路線は失敗であったと認め、政策を抜本的に改め、断熱効率規制により削減を担保できるようにすべきである。

3 5 ページ

原子力発電の着実な推進

基本的な考え方として、原子力は安全を重視し、しかも夜間電力が余って揚水発電所を建設していることなどを考えるとこれ以上の容量拡大にはそもそも無理があることを認めるべきである。

従来の政府計画は過大な原子力発電所新設と、過大な「削減効果」を見込み、その分だけ他の対策を先送りしてきたと見ることができる。今回の計画は2000年以降の建設基数を5基とした点で従来よりかなりましであるが、5基全部が建設できるかどうかは、建設の是非の議論を置くとしても問題がある。京都議定書第一約束期間の最初から運転できないことが明らかな原発（例えば北海道電力泊3号基）などは除外しておくのが適当である。

36ページ

新エネルギー導入の促進

新エネルギーには様々な概念が混在しているので以下は再生可能エネルギーについて述べる。

再生可能エネルギーは、環境負荷が小さくしかもエネルギー安定供給に資する国産エネルギーである。今後はエネルギー供給の基幹に位置づけ、早期に一次エネルギー供給量で原子力や大規模水力を抜くよう大幅な拡大を図るべきである。

当面の普及のため、電気については、日本で導入した枠を固定した買い取り制度が失敗であったことを認め、再生可能エネルギー供給量で実績のある国が導入している固定価格買い取り制度に改めるべきである。

熱分野の政策は、普及量を政策で保障できるよう抜本的に強化すべきである。

37ページ

電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減

原単位改善の原則から考えて、低減策の重点は石炭火力発電所の縮小とすべきである。

原子力発電所の設備利用率について、末尾の対策表によると87～88%を目指すことになっている。1990年代を通じて原発の設備利用率は80%程度であり、過去3年間はそれを大きく下回っている。設備利用率は過去の実績を見て、しかも美浜原発死傷事故やその後発覚した配管点検不備などから安全管理が今後大幅に強化されることを想定して安全側に考え、80%を下回ることを前提に考えるべきである。

46ページ

4代替フロン等3ガス

基本的な考え方として、極端に温室効果の高いガスである代替フロン等3ガスは、この世に代替品が全くなく、しかも工場内で管理でき漏出もほとんど防止できるようなクロードシステムができる用途ならともかく、温室効果がないかせいぜいCO2程度の代替品がある用途については、たとえその価格が数倍であっても代替物質に転換し、代替フロン等3ガスは製造使用を認めない原則とすべきである。

大気中に放出されるのを前提にしているような用途の使用は禁止すべきである。断熱材用途の代替フロン、開放系用途であるHFCスプレーや、マグネシウム製造へのSF6など開放用途への代替フロン類3ガスの製造使用は禁止すべきで、クロードシステムを前提に限定的に一定期間のみの使用とすべきである。クロードシステムかどうかはトップランナー漏洩防止設備であるかないかを基準に判断すべきである。

当該対策は使用禁止か漏洩規制か、どちらにしても規制により対応すべきである。

(3) 京都メカニズムに関する対策・施策

50ページ

COP7合意を遵守すべきである。まず、CDMは、開発途上国の持続可能な開発に資するものでなければならない原則に合致するものに限定すべきである。この原則は、当該プロジェクトが対象とする施設や生産の増加が開発途上国の持続可能な開発に資するかどうかという判断基準で定めるべきであり、単に対象施設の排出量が減りさえすればよいなどという安易な考え方ではない。単に減るだけの案件なら民間資金でもあるいはODAでもクレジットなど期待せずに実施すればよい。次に、ODAや公的資金の利用は行わない原則を堅持すべきである。

京都メカニズムの利用は、目標に定められた1.6%に限定すべきであり、のこりの国内削減分には含まないこととすべきである。電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減に京都メカニズムを用いるのは不適切である。

2. 横断的施策

(1) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

54ページ

公表制度は事業者の対策を進める大変意義の高い政策である。

排出量についてはCO2であればあわせて燃料別のデータ公開をすることは、その事業者の燃料転換の余地などを判断する材料になり有意義である。代替フロン等3ガスについては、物質毎の区分を示すことが必要である。こうした基

礎データの公表について安易に秘密保持を認めることは問題である。

(6) ポリシーミックスの活用

59ページ

(6-2) 環境税

環境税は規制その他の個別施策で十分補えなかった対策進展を促進させる政策手法として重要である。こうした幅広い主体に横断的に削減を促す政策手法は他にないと考えられ、実際に対案は示されていない。このため、検討ではなくただちに導入すべきである。その際、産業に軽減をする場合には、利用可能な最良の技術を導入することなどを条件とした国と事業所との協定を結び、達成できなければ軽減を取り消すべきである。

環境税導入とは別に、従来のエネルギー税の税率と環境負荷の大小関係との矛盾（石炭・石油税で石炭の税率が他の燃料より低いこと、石油諸税で軽油への税率がガソリンより低く、しかも大口運輸事業者には軽油に限り還付があることなど）を改めること、使途がエネルギー消費を増加させるもの（道路建設など）を改めて一般財源化することなどが必要である。

61ページ

中長期的視点からの技術開発の推進

中長期の視点での技術開発では、化石燃料消費の削減につながり、他の環境負荷の増加を招かない技術であることが前提である。二酸化炭素回収・貯留・隔離技術は、CO₂漏出を招けば多大なエネルギーを費やして回収等を実施したことが無駄になり、また環境影響や漏出事故の懸念など大きな問題がある。今後技術開発をする必要があるかどうか、その研究資金を他の省エネなどの技術開発より優先して充てるべきかも含めて技術アセスメントを第三者機関で徹底して行うことを前提にすべきである。

第4章 地球温暖化対策を持続的に推進するために

第1節 排出量・吸収量と個々の対策の評価方法

基本的考え方

66ページ

対策量については前述の通り全ての前提を明らかにしておき、外部の専門家・国民が、統計などの公開データと、国が進捗状況として公開するデータをもとに誰でも計算できるようにすることが必要である。これを用いて定量的に事後評価を実施し、対策量の不足するものに対してただちに政策を点検・強化す

るしくみが必要である。

以上